

情報伝達サービスの骨子について

1. 情報伝達サービスの骨子

(1) 対象とする社債等

以下の社債等のうち、取り扱い条件を満たすものを情報伝達サービスの取り扱い対象とすることとします。

No	社債等	取扱条件	備考
1	社債（信託社債含む）	○ 発行体コードを有すること ○ 機構関与銘柄であること	
2	相互会社の社債		
3	投資法人債		
4	特定社債		
5	外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利		通知事項については、取り扱い実績のあるデフォルト関連の通知に限ります。

(2) 対象としない社債等

「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利」については、個々の銘柄が特別の法律に基づいていることから要件の確認等の事務が煩雑になることなどが考えられるため、対象外とします。

(3) 利用者

情報伝達サービスにて、情報の発信者となる利用者は以下のとおりです。

No	利用者	備考
1	発行者	・ 保振 TARGET サイト（保振と制度利用者をつなぐポータルサイト）の利用がない場合には、郵送又はメールを使用して利用申請を行います。
2	管財人	
3	社債管理者	・ 社債管理者は一般債振替制度の参加者ではないことから、利用申請は、発行・支払代理人の部門が保振 TARGET サイトを使用して行います。 ・ 社債管理者が複数設定されている場合には、代表社債管理者が利用者となります。
4	社債権者	・ 口座を開設する直近上位機関を通じて、保振 TARGET サイトを使用して利用申請を行います。 ・ 社債の残存総額の 10 分の 1 以上の残高を有する社債権者が利用者となります（複数の社債権者の残高を合算して、10 分の 1 以上となる場合も含まれます）。

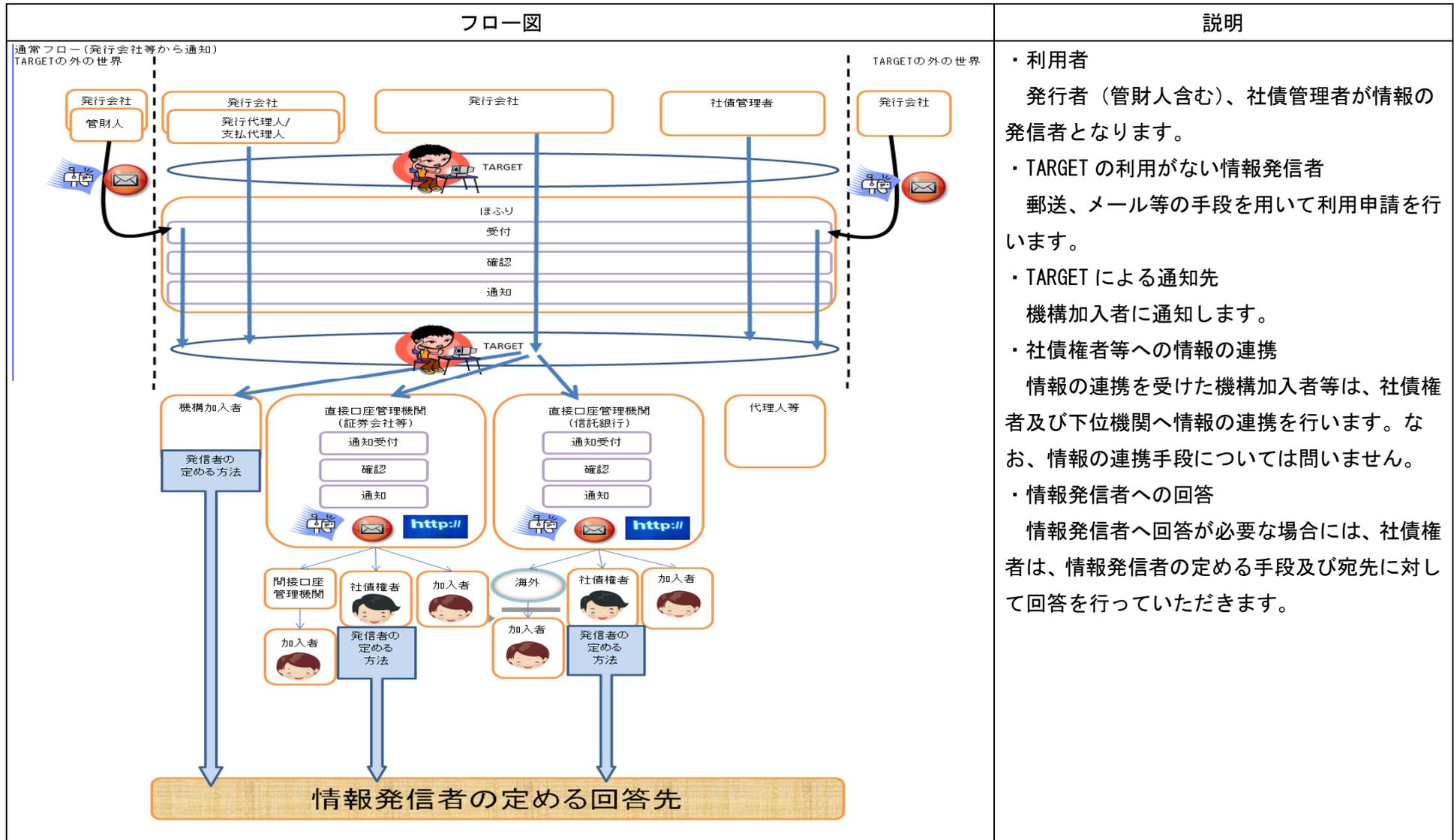
(4) 取り扱う情報

情報伝達サービスにて、取り扱うことを予定している情報は以下のとおりです。また、情報伝達サービスの利用に際しては、一部の情報を除き、原則、公表済みである必要があります。

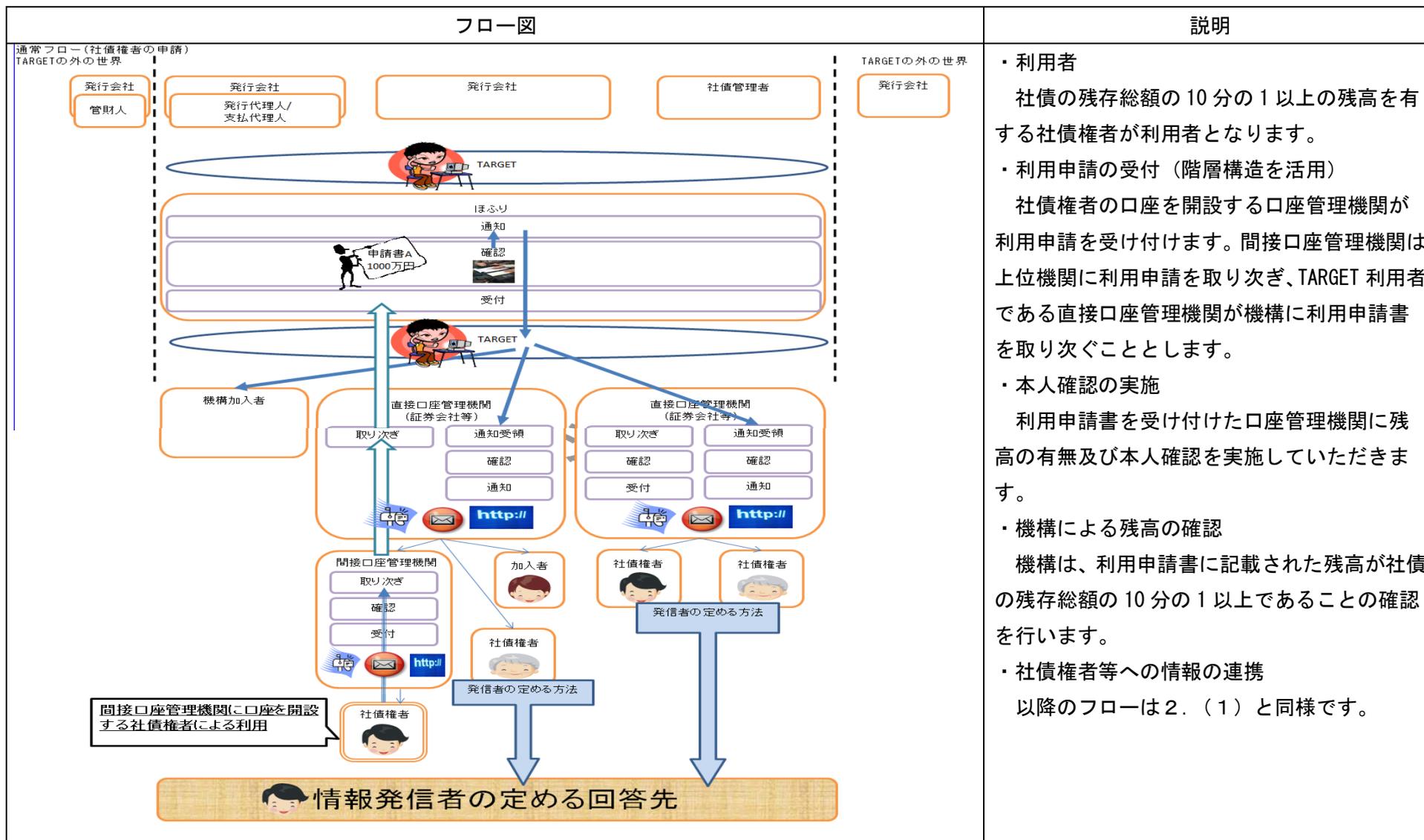
- 社債権者集会の開催に関する情報
- デフォルトに関する情報
- 社債要項に記載された社債権者に通知する必要がある事項に関する情報
- 発行者の債務再編に関する情報
- その他、第 82 回一般債小委員会（4/25 開催）にて寄せられた社債権者への通知が要望される情報（参考②：No5. その他委員会社の要望する事項）

2. 情報伝達サービスの事務フロー（案）

(1) 発行者等の情報発信（本事務フローは、現行ガイドラインのフローとほぼ同様です。）



(2) 社債権者の情報発信



以上